

対象となる工事の一例

1 部分的な土台又は基礎の工事
2 屋根、外壁、内壁、床、天井、柱、はり、窓、扉、階段等の工事
3 建築物に設ける電気、ガス又は給配水管の工事
4 ベランダ又は物干場の工事
5 台所、浴室、便所又は消火設備の工事
6 門又はへの工事
7 断熱化工事 (1) 屋根、壁、天井又は床に断熱材、遮熱材又は遮熱性塗装を使用する工事 (2) 窓に断熱効果のあるガラス又はサッシを使用する工事
8 バリアフリー化工事 (1) 段差の解消又は車椅子の利用に適した造りへの工事 (2) 手すり、フットライト、移動用エレベータ又は階段昇降機の工事 (3) 開閉しやすい窓、扉の引き戸、建具等への取替工事
9 アスベスト除去工事
10 防水、防風、防火（火災報知システム設置を含む）又は耐火の工事
11 防犯システムの工事
12 地球温暖化に配慮した設備の設置工事 (1) 太陽光発電システム（財団法人電気安全環境研究所[J E T]の認証を受けているもの）の設置工事 (2) 太陽熱温水器の設置工事 (3) C O 2 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の設置工事 (4) 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ等）の設置工事 (5) ガス発電給湯器（エコウィル等）の設置工事 (6) 燃料電池装置（ライフエル等）の設置工事
13 その他市長が認める工事

単なる電化製品の取替え等に付随する工事や工事を伴わない備品の設置は、助成対象外になります。単独で行う場合は、備品の設置とみなし、助成対象外となりますが、当事業の対象となる工事と一連のものとして行う場合は、対象経費に含みます。

（助成対象外となる例）

- ・エアコンの設置
- ・畳の入れ替え
- ・ふすまの張り替え
- ・単に IH だけの設置

（助成対象となる例）

- ・部屋の模様替え工事を行う際に、その部屋の畳を入れ替える場合、模様替え及び畳の入れ替えの費用が助成対象となります。
- ・プロパンガス給湯器とガスコンロを電気給湯器と IH に取り替える場合、電気給湯器と IH の取り替え費用が助成対象となります。
別々に取り替えることが可能な場合は、対象外
- ・ビルトインコンロ全体を取替える際に、IH を取り付ける場合、ビルトインコンロ全体と IH の取り付け費用が助成対象となります。